
プロジェクト **ASAF 対応**

項目 **持分法会計**

I. 本資料の目的

1. 本資料は、2015 年 12 月に開催される ASAF 会議において議論が予定されている持分法会計について、これまでの経緯、会議資料の概要及び ASBJ の発言案等について、ASAF 対応専門委員会でいただいた意見を踏まえて、まとめたものであり、同 ASAF 会議への対応の一環として、本日の委員会において、ご質問やご意見をいただくことを目的として作成している。

II. これまでの経緯

2. IASB は、持分法会計について、アジェンダ協議 2011 でのフィードバックを受けて、リサーチ・プロジェクトに追加しており、ASAF 会議においても 2014 年 6 月以降、意見交換が行われてきた。
3. 2015 年 3 月の ASAF 会議では、IASB スタッフから、持分法会計のリサーチ・プロジェクトを短期及び長期の 2 つのフェーズに分けることが提案され、これに対して ASAF メンバーから様々な見解が示された。
4. その後、IASB は、2015 年 6 月の会議において、持分法リサーチ・プロジェクトの進め方の議論を行い、短期（持分法のあり方について限定的な見直しを検討するもの）及び長期（持分法のあり方についてより根本的な見直しを検討するもの）の 2 つのフェーズに分けることを暫定的に決定した。
5. 2015 年 10 月の ASAF 会議では、上記を踏まえ、FASB 代表者から FASB 公開草案の概要、IASB スタッフから IASB の短期的な対応案についてそれぞれ説明がされたうえで、ASAF メンバーによる議論が行われ、様々な見解が示された（議論の概要は別紙参照）。
6. 今回の ASAF 会議では、欧州財務報告諮問グループ（EFRAG）から、「IASB の持分法会計のリサーチ・プロジェクトの範囲に関する提案」（以下「本会議資料」という。）が示され、これについて ASAF メンバーの間で議論が行われる。本会議資料の概要は次のとおりである。

Ⅲ. 本会議資料の概要

背景

7. 本会議資料は、IASB の持分法会計（連結財務諸表に適用される）のプロジェクトの範囲の決定に役立てることが目的とされている。
8. EFRAG 等の関係者は、持分法は財務諸表利用者にとって有用であり、廃止することなく維持されるべきであると主張し、その証拠（例えば、ASBJ が 2014 年 12 月に公表した「持分法会計に関するアンケート調査に対するフィードバック」）を示してきた。つまり、持分法の要求事項の包括的見直しが必要であるとする証拠はこれまで示されていない。
9. 以前、「壊れていないものは、改訂すべきでない(not revising what is not broken)」という発言があったように、IASB は持分法の廃止へ向けた長期プロジェクトを開始すべきではない。むしろ、持分法について、その概念的基礎を提供するとともに、その適用上の課題を解決する作業を行うべきである。
10. 作業の出発点としては、EFRAG が 2014 年 1 月にショート・ディスカッション・シリーズとして公表した「持分法：測定基礎か一行連結か」、及び韓国会計基準委員会（KASB）が 2014 年 9 月に研究報告書として公表した「持分法」が適切である。
11. 持分法が財務諸表利用者にとって価値のある情報を提供するものとなるよう、財務諸表利用者に対して包括的なアウトリーチを実施することは、プロジェクトの進展を支持するものとなるはずである。財務諸表利用者へのアウトリーチは、IASB と ASAF メンバーの共同で進められるべきである。

「強固な相互関係」の背景にある考え方

当アジェンダ・ペーパーでは、報告企業により資本持分を保有されているグループ外企業が報告企業の活動に貢献する場合に、強固な相互関係が生じるものとして、IASB が検討することを暫定的に提案する。例えば、当該資本持分（当該グループ外企業）が報告企業へ原材料等のインプットを提供することによって財又はサービスの開発に貢献する場合（アップ・ストリーム取引）、又は、報告企業の財又はサービスの顧客への引渡しを支援する場合（ダウン・ストリーム取引）がある。

報告企業と資本持分との間の強固な相互関係の指標は、次のいずれか又は組み合わせとなることがある。

- (a) 報告企業が、資本持分の経済活動への重要(significant)なインプットを有している。
- (b) 報告企業と資本持分との間に、重要(material)な取引がある。

- (c) 報告企業と資本持分との間に、顧客又は仕入先（サプライヤー）としての技術的な関係又は他の相互依存関係がある。
- (d) 強固な相互関係は持続可能なものである（資本持分の適切な保有を要求する）。
- (e) 報告企業の経済活動が、資本持分の経済活動によって高められる。すなわち、エクスポージャーからのリターンが、所有に伴う便益（配当及び資本持分の価格変動）のみならず、報告企業と資本持分との間の活動のシナジーのような要因からも生じる。

IASB の持分法会計プロジェクトの範囲

12. 上記の目標を達成するために、IASB は次の 5 つの事項（A から E）を考慮すべきである。

(A. 持分法の目的及び適用に関して必要な支柱となる原則をもたらすアプローチを選択すること)

13. KASB の研究報告書は、現行基準に関する文献にみられる不整合を適切に示しており、持分法をどのように根拠づけ得るかについて 3 つの異なるアプローチを提案している。IASB は、持分法によって何が表現されるべきか、また、それによってもたらされる情報の内容を考慮したうえで、各アプローチの長所を比較検討すべきである。その上で、アプローチの 1 つを選択し（必要に応じて調整の上）、KASB が用いたのと類似する理由づけによって結論を導くべきである。

(B. 連結財務諸表上の持分法の適用範囲について根拠づけること)

- 14. 多くの関係者が、現行基準における「重要な影響力(significant influence)」の定義の欠点を指摘しており、当該規準によって、報告企業（IFRS 第 10 号「連結財務諸表」における連結グループを意味する。）と持分法適用の投資先との間に存在する様々な異なる経済的関係を適切に区分しうるかについて疑問が提起されてきた。
- 15. KASB の研究報告書によれば、報告企業の経済活動の境界線は、IFRS 第 10 号における支配の定義によって決定される「グループ」に制限されない。
- 16. EFRAG は IFRS における「グループ」の考え方を否定しないが、報告企業の経済活動は、他の企業との強固な相互関係を通じて、グループを超えて拡大することがあると考えている。
- 17. 持分法の適用範囲を改善するため、IASB は、報告企業が支配をするには至らない持分を保有している場合、報告企業の経済的活動と当該支配するには至らないもの

の資本持分を有する企業の経済的活動との間の「強固な相互関係 (strong inter-relationship)」という考え方を導入することを検討すべきである。まず、関連会社に焦点を当てるとしても、当該考え方は IFRS 第 11 号「共同支配の取決め」における共同支配企業と IAS 第 28 号「関連会社及び共同支配企業に対する投資」における関連会社の双方に等しく適用され、単に保有持分の性質によるものとするべきではない。

18. 「強固な相互関係」の考え方は、「投資先による意思決定に影響力を行使する能力」に、追加的に適用されるものである。このため、追加的に議論が必要なのは、能力を実際に行使するか否かでなく、単に能力を有することだけで、持分法の適用を要求するに十分かどうかである。
19. 仮に、報告企業によって行われる経済活動の程度に関する情報を提供することが有用であるとすれば、次に必要となるのは、報告企業の外部ではあるが強固な相互関係を有する資本持分によって行われる経済活動を認識する方法である。報告企業との間の強固な相互関係が存在することを踏まえると、そのような資本持分は単なる金融資産として扱われるべきでない。当該方法は、連結財務諸表に含まれる事業が報告される方法と可能な限り整合的な方法で扱われるべきであり、持分法がそれを達成しているかどうかは議論のあるところである。

(C. 持分法の適用要件を満たさない資本持分の会計処理を評価し、決定すること)

20. 持分法による会計処理に適格とされる資本持分の範囲を正当化することによって、当該範囲から外れる投資をどのように会計処理すべきかという問題につながるであろう。

(D. 持分法は投資先の純資産持分を反映すべきか、または、そうすべきでない理由について根拠づけを行うこと)

21. 多くの関係者により、持分法は資本持分を通じて保有される投資先の純資産持分を反映する投資の測定方法であると理解されている。IASB は、今回のプロジェクトにおいて、現在の基準が当該考え方と整合的でない理由を検討するとともに、財務諸表利用者にとって目的適合性のある情報を提供するためには当該考え方を棄却する必要がないかどうかについて検討すべきである。

(E. すべての現行基準を再検討し、選択した原則との整合性を図るための基準変更の可否を判断すること)

22. IFRS の改善が決定された 2002 年以降、及び IFRS 第 3 号「企業結合」や IFRS 第 10 号のような新基準の公表後、IFRS は改訂された概念（すなわち、連結のための排他的支配の概念、企業実体の概念、支配の獲得又は喪失を重大な経済的事象として識別すること等）に基づいて開発されてきた。これらによって、IFRS 第 10 号と IAS

第 28 号を含め、基準間の不整合を生じさせたほか、要求事項を基礎となる根拠なしに放置することにつながった。

23. KASB が開発したアプローチを検討することは、それらの不整合の解消に役立つはずである。しかし、すべてではないにしてもほとんどの不整合を除去するとともに、改訂又は維持されたすべての要求事項を適切に根拠づけるため、IAS 第 28 号、IFRS 第 3 号、IFRS 第 10 号及び IFRS 第 11 号のすべての要求事項についてプロジェクトにおいて精査すべきである。これは、結果的に、最近の狭い範囲の修正において到達した結論のいくつかを再検討することにつながるが、保留とされてきた論点の解決に役立つだろう。資産グループが事業を構成するかどうかによって意思決定（取扱い）を異なるとした根拠についても、解決の必要な論点のリストに追加すべきである。

プロジェクトの状況及び今後の方向性

24. KASB 等によってこれまで行われてきたリサーチはすべて、拡大しつつある実務の不統一及び狭い範囲の修正の適用にあたって直面した限界に対処するためのものであることから、このプロジェクトは「研究開発」カテゴリーに位置付けられるべきである。必要な基準設定の枠組み作りに役立てるために尽力するため、これまで活動を行ってきた EFRAG、KASB 等の関係者、また、ASBJ のように EFRAG や KASB のペーパーに対してコメントを示した関係者は、引き続きこのプロジェクトへ貢献することが期待される。
25. この開発フェーズの成果物を公開草案とすべきかディスカッション・ペーパーとすべきかを決定するのは、時期尚早である。意思決定は、採り得るアプローチが将来の ASAF 会議での議論において論争を生じさせないものかどうかや、IFRS 諮問会議からの助言を待って、行われるべきである。

IV. ASAF 会議における発言（案）

26. ASAF 会議において、次の発言を行うことを予定している。
- (1) 持分法については、わが国の財務諸表利用者・作成者から、多くの支持が示されており、我々は、持分法の廃止について検討を行うことは適切でないと考えている。また、持分法について短期的に限定的な対応を図る場合、長期的に検討を行うことが予定されている概念的な整理と結果として異なる取扱いとなる可能性がある。このため、我々は、短期と長期に分けて検討を行うことを支持しておらず、包括的な検討を行うべきと考えている。
- (2) また、EFRAG から提案されている論点は、新たに提案されている「強固な相互

関係」という考え方について今後検討を行うことを前提とすれば、検討すべき論点の範囲として概ね適切と考えられる。

- (3) しかし、EFRAG から新たに示されている「強固な相互関係」という考え方については、不明な点が多く、当該概念を基礎として検討を進めることについては、審議のスピードやリソースの効率的な投入の観点から、必ずしも適切とは考えられない。
- (4) なお、仮に当該概念を基礎として検討を行う場合、少なくとも、次の点を明らかにしたうえで、検討を進めるべきと考えられる。
- ① 持分法の概念（一行連結として捉えるか、測定基礎の一部と捉えるかを含む。）や持分法の会計処理との関係性
 - ② 現行基準で適用されている「重要な影響力」や「共同支配」の概念との実質的な相違
 - ③ 持分投資について、通常のと扱いと異なる取扱いを設けるうえで、報告企業から投資先への「単一方向の関係（影響力）」では足りず、「相互の関係」が必要と考える理由
 - ④ KASB の研究報告書で挙げられている各アプローチと「強固な相互関係」の概念との関係性

2015年10月ASAF会議報告

1. IASBは、持分法会計について、アジェンダ協議2011でのフィードバックを受けて、これをリサーチ・プロジェクトに追加しており、ASAF会議においても2014年6月以降、意見交換が行われてきた。
2. 2015年3月のASAF会議では、IASBスタッフから、持分法会計のリサーチ・プロジェクトを短期及び長期の2つのフェーズに分けることが提案され、これに対してASAFメンバーから様々な見解が示された。その後、IASBは、2015年6月の会議において、持分法リサーチ・プロジェクトの進め方の議論を行っており、短期（持分法のあり方について限定的な見直しを検討するもの）及び長期（持分法のあり方についてより根本的な見直しを検討するもの）の2つのフェーズに分けることを暫定的に決定した。
3. 2015年10月のASAF会議では、次のとおり、FASB代表者からFASBの公開草案について説明がされたほか、IASBスタッフから予備的な検討結果が説明されたうえで、ASAFメンバーによる議論が行われた。

(1) FASBにより公表された次の論点に関する公開草案「持分法及び共同支配企業（トピック323）：持分法会計の簡素化」（以下「FASB公開草案」という。）（コメント期限：2015年8月4日）の概要とそれに対するコメントの概要

- ① ベーシス差異（Basis Difference）の取扱いの変更
- ② 段階取得時における遡及適用の取扱いの廃止

(2) IASBスタッフが検討している次の短期的な対応（案）

- ① 取得時の会計処理：投資差額の会計処理の変更
- ② 取得後の会計処理：投資者と投資先との間の取引における未実現損益の消去

ASAF会議での議論の概要

4. FASB代表者及びIASBスタッフからの説明を踏まえ、ASAFメンバーから主に次のような意見が示された。

(1) 自国においても持分法の簡素化を求める関係者が多いことから、持分法について短期的な対応と長期的な対応の2つに分けた上での、簡素化へ向けた取組みを支持す
--

る。

- (2) IASB スタッフによる予備的検討で示された内容のうち、未実現損益の消去に関する要求事項の削除は、持分法を一行連結とみる立場からは必ずしも整合的ではないが、持分法を測定基礎とみる立場からは整合的と考えられるかもしれない。
- (3) 投資者及び財務諸表利用者にとっては、将来キャッシュ・フローの予測に資する情報が有用であると考えられることから、持分法を測定基礎の1つとみて、公正価値で測定することが適切である。また、共同支配企業に対する投資には一行連結の考え方を基礎とする持分法を適用したとしても、関連会社に対する投資は金融商品と同様に公正価値で測定することが適切である。
- (4) 仮に作成者の一部に不都合が生じるとしても、持分法は一行連結の考え方を基礎として長く実務に定着してきたものである以上、大幅な変更をすべきでない。持分法は、単に測定基礎の一つと考えるべきでない。
- (5) 持分法に関する要求事項の修正にあたっては、まず、それが一行連結なのか測定基礎なのか、原則的な考え方を明確化すべきである。簡素化を理由として、修正を行うべきでない。
- (6) 旧来、持分法投資以外の持分投資については原価評価とされていたが、IFRS 第9号「金融商品」では、十分な情報を得られない可能性のある持分法投資でない持分投資についてFV-PLとされている。これに対して、十分な情報が得られる持分法投資について公正価値測定が行われなくなる点で、やや奇妙な結果となっている。個人的には、持分法を概念的に裏付けることは困難であり、概念的には、これを廃止することが適切と考えている。ただし、米国会計基準における非上場会社株式の評価に準じた測定方法も考えられるかもしれない。
- (7) IFRS 解釈指針委員会に未解決の論点が多くあることから、修正に矛盾が生じないように、慎重に持分法のリサーチプロジェクトを進めるべきである。プロジェクトを進めるにあたっては、「重要な影響力」の定義を明確化すること、また、投資の性質が単なる金融商品なのか投資者の事業モデルに関連の深い投資なのかによって会計処理を分けることを検討することが考えられる。IFRS 第9号におけるFV-OCI（ノンリサイクリング）の取扱いは適切と考えていない。

ASBJの発言要旨

5. 本件について、ASBJから、主に次の発言を行っている。

(FASB による公開草案に対する発言)

- (1) ベーシス差異の取扱いについては、持分法の意義をどのように考えるかによって結論が変わると考えられ、考え方として重要な論点であるほか、ベーシス差異の取扱いを検討するにあたっては、企業結合会計におけるのれんの取扱いについても留意する必要があると考えられる。
- (2) このため、米国関係者からも相当の懸念が示されているほか、企業結合会計におけるのれんの取扱いについて検討が進められている状況である旨を踏まえると、ベーシス差異の取扱いについては、短期的な対応で最終化するのではなく、十分な時間を掛けて検討を行うべきではないか。

(IASB スタッフによる予備的検討に対する発言)

- (3) 持分法の適用について指摘されている実務上の課題について可能な限り早期に解決を図る要請が示されていることは理解するが、他方、今回提案されている2つの論点は、持分法の意義をどのように考えるかによって結論が変わると考えられる。このため、持分法の意義を十分に整理しないまま、短期的な対応を行う場合、長期的な対応における検討結果と不整合になる重大なリスクがあると考えられる。また、我が国の関係者との協議の結果、提案されている修正は企業の財務業績に重要な影響を及ぼすものであることから、単に実務適用上の問題としてのみ解決されるべきものではない。さらに、取得時における識別可能な資産及び負債を公正価値で測定する要求事項を検討するにあたっては、企業結合会計におけるのれんの取扱いについても留意する必要があると考えられる。
- (4) このため、前回の ASAF 会議でも発言したように、我々は、持分法について短期的な対応と長期的な対応で分けて対応を行うべきでないと考えている。なお、仮に短期的な対応を行うとした場合、持分法の考え方に関連する部分については修正を行わないとしたうえで、連結子会社と持分法適用会社についての性質の相違に着目して、論点を識別することはあり得るかもしれない。

その他

6. 本件について、IASB 関係者から、次のようなコメントが示された。
 - (1) 投資先に対する持分割合が 19.9%の場合と 20.1%の場合とで、両者の間に大きな相違はないため、持分法適用投資は、金融商品と同様に、公正価値で測定することが考えられる。(IASB 理事)
 - (2) 取得時の会計処理(投資差額の会計処理)に関する要求事項を削除することよりも、取得後の会計処理(未実現損益の消去)に関する要求事項を削除するこ

との方が、比較的容易であると考えられる。後者は、投資者及び投資先の相互の期末在庫さえ把握できれば、その回転率や回転期間等を用いた見積計算によって未実現損益消去を代替可能であり、相互の事務負担を軽減することができるからである。(IASB 理事)

- (3) 持分法の会計処理に関する要求事項の修正にあたっては、財政状態計算書と純損益計算書の関係性に十分に留意すべきである。持分法は投資簿価を投資先の純資産で測定する方法であるところ、仮に投資差額の会計処理に関する要求事項を削除した場合には、適切な測定(調整)ができなくなるおそれがある。また、未実現損益の消去に関する要求事項の削除も、AOSSG 会議においても指摘がされたとおり、大幅な変更すぎると考えられる。(IASB 理事)
- (4) 今回頂いた見解やアジェンダ協議の結果も踏まえ、持分法については包括的なプロジェクトとして進めていく必要があると感じた。(IASB Ian Mackintosh 副議長)

以上